

令和 8 年 3 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和 8 年 3 月 結城市教育委員会定例会

○日 時 令和 8 年 3 月 2 5 日（水曜日）

○場 所 結城市役所 4 階 大会議室 1

○出席委員 黒田光浩教育長
中村義明委員（教育長職務代理者）
岩崎勤委員
赤木信之委員
田中昌希委員

○教育委員会事務局

教育部長 大木博
学校教育課長 福井恵一、指導課長 湯本勝洋、
生涯学習課長 斉藤高司、スポーツ振興課長 仁見剛、
給食センター所長 野村精二、
学校教育課課長補佐兼小学校新設推進係長 和泉田真

1 付議案件

- （１）議案第 3 6 号 結城市スポーツ推進委員の委嘱について＜非公開＞
- （２）議案第 3 7 号 学校薬剤師の委嘱について＜非公開＞
- （３）議案第 3 8 号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について
- （４）議案第 3 9 号 学校運営協議会規則の一部改正について
- （５）議案第 4 0 号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について
- （６）議案第 4 1 号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について
- （７）議案第 4 2 号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

2 報告事項

- （１）報告第 2 0 号 教育長報告について
- （２）報告第 2 1 号 教育長職務代理者の選任について
- （３）報告第 2 2 号 業務量管理・健康確保措置実施計画について

午後１時３０分 開 会

事務局 それでは、ただいまより定例会を始めさせていただきます。黒田教育長より開催宣言をお願いいたします。

教育長 本日の出席委員は４名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年３月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に定例会の議事録署名人を指定いたします。中村委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第３６号、議案第３７号は人事案件でございますので非公開にしたいと考えております。ご賛同いただける方は挙手願います。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。

挙手全員。よって、議案第３６号、議案第３７号の２議案は非公開いたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

本日の議案は７件です。

初めに、議案第３６号結城市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第３６号 結城市スポーツ推進委員の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 では、議案第３６号についてお諮りいたします。

議案第３６号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第３６号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第３７号 学校薬剤師の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◎議案第３７号 学校薬剤師の委嘱について＜非公開＞

＜非公開部分削除＞

教育長 では、なければ、議案第３７号についてお諮りいたします。

議案第３７号についてて原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

教育長 ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第３７号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 38 号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について及び議案第 39 号 学校運営協議会規則の一部改正については関連がございますので、事務局から一括して説明をお願いします。

◎議案第 38 号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について

◎議案第 39 号 学校運営協議会規則の一部改正について

事務局 議案第 38 号及び議案第 39 号について、一括してご説明させていただきます。

資料は 5 ページになります。

議案第 39 号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料は 7 ページをご覧ください。

こちらが結城市立小・中学校管理規則の新旧対照表になります。

改正内容ですが、第 15 条の職員の規定中、主務教諭を追加し、第 19 条の 3、学校評議員の規定を削除いたしました。

学校評議員につきましては、令和 6 年度から全校が学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールに移行したため、規則を削除し、整理をいたしました。

次に、資料の 9 ページになります。

議案第 39 号 結城市学校運営協議会規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料は 11 ページになります。

こちらが結城市学校運営協議会規則の新旧対照表になります。

改正内容ですが、第 4 条の学校運営に関する基本的な方針の承認の規定に第 5 号として、「業務量管理・健康確保措置に関すること」という文言を追加いたしました。

詳しい内容につきましては、後ほどの報告第 22 号のほうで改めてご説明させていただきます。

今回の規則の改正の理由でございますが、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、学校における働き方改革のさらなる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的に総合的に進めるため、学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を行う主務教諭を置くことができるようにするとともに、業務量管理、健康確保、実施計画の策定及び当該計画の実施状況の公表等を行うという趣旨で改定したものでございます。

いずれの規則におきましても施行日は令和 8 年 4 月 1 日になります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました議案第 38 号及び 39 号について、ご質問等がございましたらお願いします。

赤木委員。

赤木委員 管理規則のほうの第 15 条の 2 に主幹教諭、主務教諭という言葉が入ってきたんですが、今現在、市内の学校には主幹教諭は配置されているのかどうか、それが 1 つ。

それから、主務教諭という立場の役職はどういうことを主立って取り組むのか、そのあたりちょっと具体的に教えていただければありがたいんですが。

教育長 まず主幹教諭は、令和 7 年度末まではありません。来年度、令和 8 年度、主幹教諭は配置する予定です。

主務教諭については、来年度もないんですけれども、事務局、主務教諭って主にどんな仕事をするのか、簡単にもし分かれば。

事務局 具体的には、管理職と教諭との間に入る形の役職になりますので、いわゆる教員間の調整ですとか、その辺を担っていただくような職員になります。具体的には、総合的な調整ということなので、やはり管理職が校長と教頭しかおりませんので、その中間的な存在として新しく職を設けることができるような規定にしたものでございます。

教育長 給与について、校長、教頭、あと教諭しかないんで、だから、それに給与としてめり張りをつけるために、そういうところに主務教諭ということで、ちょっと給料を割増ししましょうということも考えているようです。

赤木委員 給与の関係で、そういう役職を置くというふうに捉えていいわけなの。

教育長 それはあくまでも給与、上乘せするだけで、やっぱり中身によると、今話したように、学校運営に関する全般のこと、教務主任と学年主任の間でちょっと調整が難しいようなところがあったら、教務主任を助けるということで主務教諭というのは入っているようです。

赤木委員 そうすると、主幹教諭というのはどっちかというと教務主任と教頭の間の立場に入ったものなんですね。

教育長 そうです。主幹教諭がいる学校は教務主任はいませんので。

赤木委員 そうすると、今の段階では主務教諭というのは、教務主任、あるいは主幹教諭を補佐するような立場の職員になるわけ。

教育長 そうです。それで、結果的に給料に反映させましょうということで。給料を上げるためということではちょっと違うと。

赤木委員 ありがとうございます。

教育長 ほかいかがでしょうか。

この 39 号の（5）の業務量管理とか健康確保措置に関することって、どういうことですか。

課長補佐兼小学校新設推進係長 大本になるものが、給特法という法律の施行がありまして、いわゆる教職員の働き方改革を推進していきましょうという中身になります。この業務量管理ですとか健康確保措置というのは、教育委員会がこういっ

たことで教職員の働き方改革を推進しようという目標値を定めまして、それを各校に守っていただくようなものになりますので、例えば超過勤務の時間を何時間までにするとか、ストレスチェックの受検をしていただくとか、そういったことで、委員会も含めて学校の教職員を守っていくような形で国のほうから法律の改正で下りてきていますので、それに伴って策定する計画でございます。

教育長

今まで結城市って45時間って一番きちんと守っている自治体だと思うので、だから、これができたからということで何か特別なことがあるということはないんだよね。だから、もうそれで本当に各12校、よく45時間守ってくれているんで。プラス国のほうがいずれは目標としている30時間というのをもう小学校ではどんどん目指してくれということで、そういうことをやっていくつもりです。

よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、ご質問がなければ採決に移らせていただきます。

採決は議案ごとをお願いします。

初めに、議案第38号についてお諮りいたします。

議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第38号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第39号についてお諮りします。

議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第39号については原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第40号行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、議案第41号行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について、議案第42号結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正については関連がございますので、事務局から一括して説明をお願いします。

◎議案第40号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

◎議案第41号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について

◎議案第42号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

事務局

議案第40号から議案第42号までを一括してご説明いたします。

まず、資料の１２ページになります。

議案第４０号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について。

上記議案を提出する。

令和８年３月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料は２３ページからをご覧ください。

こちらは議案第４０号の整備に関する規則で、一括して改正する規則でございます。

まず第１条は、第１条関係としまして、結城市教育委員会事務局処務規則、少しめくっていただきますと、２６ページ、第２条関係ということで、結城市スクールソーシャルワーカー設置規則及び第３条関係ということで、その下になります。結城市いじめ問題対策連絡協議会設置規則、この３つになります。

改正内容は、令和８年度行政組織機構改革に伴いまして、課の名称を「指導課」から「教育支援課」へ、係の名称を「指導係」から「教育支援係」へ、また、学校教育課の「小学校新設推進係」を「教育政策推進係」へ名称を変更し、そのほか所要の改正を行ったものでございます。

続きまして、資料の２８ページになります。

議案第４１号 行政組織の変更に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について。

上記議案を提出する。

令和８年３月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料は３０ページから３２ページになります。議案第４１号の整備に関する訓令で、一括して改正する教育委員会訓令は、第１条は結城市立学校職員の教員評価に係る評価結果に対する苦情の対応に関する要項、第２条関係としまして、結城市学校図書館司書設置要項、第３条関係が結城市立学校教職員のハラスメント防止に関する要項のこの３つになります。

改正内容は、先ほど規則と同様、機構改革による課名、係名の変更に伴う所要の変更でございます。

続きまして、資料の３３ページになります。

議案第４２号 結城市教育委員会事務決裁規程の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和８年３月２５日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

資料は３５ページの新旧対照表になります。

改正内容は、先ほど規則、それから訓令と同様に機構改革に伴う課名、係名の変更に伴う所要の変更でございます。

いずれの改正規則、改正訓令につきましても施行日が８年４月１日となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

教育長

ただいま説明のありました議案第４０号、４１号、４２号について、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

これは名称の変更の内容が主であって、業務的に業務内容が大きく変わるということはあるのでしょうか。もしあればちょっとご説明いただきたい。

事務局

指導課につきましては、まさに名前が変わったところなので、業務内容は変わりません。学校教育課の小学校新設推進係に関しましては、まず、新しい小学校の建設に係る部分を今年度までやってまいりましたので、教育政策ということで、広く学校再編であったりですとか、あとは区域の見直しであったりですとか、そういったものを担う業務になっておりますので、細かい所掌事務に関しましては、今後新しい組織で決めていきたいと思っております。

岩崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育長

ほかいかがでしょうか。

赤木委員。

赤木委員

私よく分からないんで、ちょっとお伺いしたいんですが、機構改革に伴う名称の変更ということで、機構改革がされれば、こういうものの名前も変わってくるのでしょうか。

教育長

事務局。

事務局

規定のまず整理ということで、市長部局に関しましても、やはり同じように課名が変わったりですとか、そういった再編がありますと、同じように規則を改正します。教育委員会は教育委員会で持っている規則がございますので、こちらに委任されていますので、こういった形で教育委員会で諮らせていただいて、一つ一つ改正するという形になるんですが、今回の整備規則等に関しましては、一括して、理由は同じわけですので、それで一括して改正ができるということで、一つにまとめたような提案になっております。

赤木委員

機構改革ということは、計画が延長されてくるということなんですか。

教育長

事務局。

事務局

計画の内容というよりは、組織の名称になりますので、特に内容を変えろというよりは、係であったりとか課の名称を変えていくという形です。

中身については、やはり業務の中身を精査しなければならないとは思いますが、今後、深く検討していきたいとは思っております。

赤木委員

分かりました。

教育長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、採決に移らせていただきます。

採決は議案ごとをお願いいたします。

初めに、議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第40号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第41号についてお諮りいたします。

議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第41号については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第42号についてお諮りいたします。

議案第42号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。

挙手満場。それでは、議案第42号については原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

続きまして、報告第20号に移らせていただきます。

報告第20号 教育長報告について、私から報告させていただきます。

◎報告第20号 教育長報告について

教育長

36ページをご覧ください。

報告第20号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和8年3月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

37ページをご覧ください。

教育長報告1番から4番までございます。

1番が令和7年度市内中学生進路出願決定状況です。全部済んで、そちらのほうの結果になっております。

2番として、卒業式の欠席児童生徒ということで、中学校、小学校別に書いてあります。

湯本課長、これは全部もう済んでいるんだよね。

指導課長

お一人、小学校で外国に帰っている児童がいるので、その子が帰国次第、証書を授与するということになっています。

教育長

ありがとうございます。

3番、人事異動のまとめということで、そちらのほうに載せさせていただきました。これは内示のときと変わっておりません。以上です。

4番としまして、その他、令和7年度末・8年度始めの人事異動辞令交付式ということで、そちらのほうに書いてありますが、後でこれは福井課長のほうから、またまとめて時間と連絡があるかと思います。

私のほうからは以上です。

何かご質問等ございましたらお願いします。

教育長

中村委員。

中村委員

1番の項目の進路決定状況について、私立高校の出た数なんですが、これ去年に比べてかなり各学校が多いんですけれども、この傾向というのは何か目立つことがあるのか、あとはこれ通常受験なのか、あとは推薦とか、そういったことのいろいろ状況をもし分かれば。

教育長

湯本課長、分かる範囲で。

指導課長

これはまだ未確定なところもあるんですけれども、今、入試でも話題になっている私立高校の無償化についても国会のほうでね、まだ最終的になっていない部分があるかと思うんですけれども、その辺を見据えての私立高校のほうの人数の増加というのは関連性は間違いなくあるところかと思っています。

あとは、やはり各中学校も本当に3つの中学校ともに、特に運動部、あとは文化部もそうなんですが、非常に部活動でいい成績を残している生徒さんがいます。そういう生徒さんが、やはり自分の今まで伸ばしてきたところを高校に行ってから伸ばしたいということで、スポーツ推薦で結構早めに決定しているという生徒が例年よりも多いのではないかなという感じは自分のほうでは受けているところです。

中村委員

私はそういうことで、非常にいい傾向ではあると思うんですよね。押しなべてという、同じような進路じゃなくて、いろいろ自分が将来ね、やっぱり個性を発揮できるということを考えたときには、そういうもの、多面的な方面が広がっていくといいなという感じがしましたので。ありがとうございます。

教育長

ありがとうございました。

よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

では、報告20号については終了させていただきます。

続きまして、報告第21号 教育長職務代理者の選任について、事務局から説明をお願いします。

◎報告第21号 教育長職務代理者の選任について

事務局

報告第21号についてご説明させていただきます。

38ページをご覧ください。

報告第21号 教育長職務代理者について。

上記のことについて、下記のとおり報告する。

令和8年3月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

こちら令和7年度職務代理者を中村委員にお務めいただきました。令和8年度につきましては、岩崎委員に職務代理者をお願いさせていただくものでございます。

参考ではございますけれども、委員の皆様には任期4年の間に1回ずつ職務代理者をお引受けいただきたいということで、順番で代理者のほうをお願いしている次第でございます。

令和7年度につきましては中村委員、令和6年度につきましては田中委員、令和5年につきましては赤木委員と交代してまいりましたので、令和8年度について岩崎委員をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

中村委員 大過なくということも特別ないんですけれども、教育長、ことなくご指導いただけたんで、ありがとうございます。私自身はそんなにお役に立てたかというのは疑問ですけれども、いろいろお世話様でした。

教育長 岩崎委員。

岩崎委員 次年度、職務代理者ということですが、皆さん、なかなか私では力不足だとは思いますが、皆様にご指導いただきまして、何とか1年務めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 急な振り、ありがとうございます。すみませんでした。

では、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、21号については終了させていただきます。

続きまして、報告第22号 業務量管理・健康確保措置実施計画について、事務局から説明をお願いします。

◎報告第22号 業務量管理・健康確保措置実施計画について

事務局 それでは、資料の39ページになります。

報告第22号 業務量管理・健康確保措置実施計画について。

上記のことについて、別紙のとおり報告する。

令和8年3月25日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

先ほど議決いただきました議案第38号、第39号の規則改正に関連しまして、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び結城市立学校の教職員の在校等時間の上限等に関する方針の改正になります。

詳細につきましては、資料を用いてご説明させていただきます。

まずこちらペラ1枚の資料です。

結城市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則、こちらが令和2年5月25日、教育委員会に諮りまして制定された規則でございます。これの第2条第3項のところに、教育委員会が定めるということで、詳細の定めたものがこの方針になります、A4の見開きになっている資料なんです、こちらが結城市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針になります。

こちらの方針では、業務を行う時間、教職員の上限時間等を定めておりまして、1か月の時間外在校時間が45時間以内、また、1年間の在校時間が360時間以内ということで定めております。

開いていただきまして、4のところですか。4、教育委員会及び学校の管理職の責務というところがございます。こちらに第3項として、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するというので、責務として定められたものでございます。

続きまして、資料がもう一つ、冊子のものがあるかと思うんですが、こちらをご覧いただきたいと。

こちらが結城市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）でございます。

開いていただきまして、1ページになります。

こちらに本市の現状ということで書かれておりまして、令和6年度の時間外最高時間の状況が載っております。小学校にしましては9校の平均で月24時間と15分、中学校が月27時間33分ということで、目標としてあります45時間以内を大幅に下回っている状況でございます。

2番の目標としましては、この45時間以下という割合を100%にするということで目標を掲げております。

平均の時間なんですけれども、目安としましては25時間程度ということで、先ほど教育長から言いましたように30時間以内ということで今定めておりますので、こちらを目標に教職員の働き方改革を図っていきたいと思っております。

そのほかワーク・ライフ・バランスということで、ストレスチェックです。こちらも全職員が受けていただくということで定めております。

次に、左へいっていただきまして、2ページになります。

この計画の実施期間は令和8年から10年ということで3か年になります。

4番の実施する業務量管理・健康確保措置の内容ということで、業務の3分類というのがございます。こちらは中教審の答申による学校や教職員、教員が担う業務を3分類に分けたものになります。1分類として、アのところなんですけれども、学校以外が担う業務、イとしまして、教師以外が積極的に参画すべき業務、大きなウとしまして、教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務ということで、こちらを3つ定めておりまして、それぞれ教職員から業務を切り離して、地域であったりとか保護者のほうに協力していただくような業務内容になっております。

続きまして、3ページになりまして、学校における措置の推進、それから（3）の教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組ということで、こちら積極的に実施をしながら、子供たちの教育内容に反映できるように図ってまいりたいと思っております。

続きまして、最終の4ページです。

こちらは関連する取組及び今後のフォローアップということで、4つの項目がございます。主なものにつきましては、1番目のところになるかと思うんですが、まず在校時間等の状況を把握し、この計画の取組状況ですとか、それから達成状況、それにつきましては毎年度、市のホームページで公表いたします。また、定例の教育委員会、また総合教育会議におきまして、議題として報告をさせていただいて協議をしていただくといった流れで、ここで協議した内容を教育現場のほうに反映させていきたいと思っております。

以上が業務量管理・健康確保措置実施計画の概要になります。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

22号について、何かご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

これは職員の健康管理ということで、勤務時間を短くしようという規則は、これは必要なことだと思うんですけども、これ実務的、現場の実務として、そういうふうに時間を短縮させるための効率がいいような業務の指導、従来のものとはまた違って……、従来はこうやっていたんですけども、それでは効率が悪いから、もっとこういうふうな形にしようという、そういう具体的な指導というのは現在と、それからまた今後どんなふうに進められるのか。

教育長

湯本課長。

指導課長

当然、業務のこの規則というか、これが出る前から、やはり働き方改革のところの、先ほど教育長からもあったということで、でもその時間だけで、やっぱり時間だけ消せばいいという問題じゃなくて、やるべきことはきちんとやる、やらなくて済むことはやらなくてもいいという、そういうめり張りという言い方はちょっとあれなんですけれども。こういう業務はもう時間かかっちゃうからやめてもいいだろうとかという、そういう発想ではなく、特に市内の各校長先生方には、その辺の業務の見極めというんですかね。その辺をすごく学校内できちんと管理をしつつ、あとは当然、前年度踏襲でいいだろう、全てが去年と同じでいいというわけではなくて、いろんな行事を精選して、この行事は必ずやらなくてはならない行事、一緒にこれとこれはくっつけてもいいんじゃないかなとかという行事もあったり。どれだけシンプルにやっていくかということもそうなんですけれども、本質は、やはり学校でやらなければならないことはきちんとやる。でも、地域の方々、特にコミュニティスクールについては、全ての学校で導入して、ある程度軌道に乗ってきているというところもあるので、そういうコミュニティスクールの方々にも全面的に協力をいただいて、その業務を全部丸投げするというわけではなくて、一緒にやっていく部分もあったり、お願いする部分もあったり、その辺をうまく調整していくというか、そういうやはり今、現状にきているのかなというふうに思います。

どれだけスマートにできるか。それは、最終的には子供たちに返す部分だと思いますので、その辺の本質はずれないように今後も指導していきたいというふうに考えているところでございます。

岩崎委員

分かりました。

時間ありきでということじゃなくてということで、そういうお話だったんで、すごくよかったなと思うんですけども、その辺は保護者のほうにもよく理解できるような形でうまく伝えて、この学校業務というのがこういうふうに変わっていくんですよということをうまく伝えていけば、保護者のほうもよく理解していただけるんじゃないかな思ったので、そういうのをちょっと考えていただければなと思います。

教育長

ありがとうございました。

では、22号については終了させていただきます。ありがとうございました。

そのほかについて何かございましたらお願いします。

◎その他

学校教育課長

それでは、今後の予定についてご報告させていただきます。

初めに、辞令交付式関係となります。

3月31日、こちら退職の方、転出の方の辞令交付式を行わせていただきます。2時から市役所1階の多目的スペースでございます。

次に、4月1日が転入者、市内異動者の方の辞令交付式を開催させていただきます。同じく午後2時から市役所1階の多目的スペースでございます。こちらにつきましては、教育委員の皆様のご出席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、入学式関係になります。

中学校の入学式は4月6日でございます。小学校の入学式が4月7日となります。こちら市長の代理出席をお願いしている中につきましては、市長メッセージの代読をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、定例会の予定でございます。

4月の定例会は、4月23日の午後1時から行わせていただきます。当日ですけれども、3時から三者合同研修会が開催される予定でございまして、委員の皆様には、少し早いんですけども、1時にお集まりいただきまして、定例会終了後に三者合同の研修会にご参加いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

翌5月の定例会につきましては、5月22日の10時から始めさせていただきます。当日午後1時半から県の教委連の総会がございします。ご出席いただける皆様は、定例会終了後、県のほうに、よろしくお願いいたします。

すみません、3月、4月、5月とちょっとイレギュラーな開催が続きます。

すけれども、日程調整のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

では、以上で教育委員会 3 月定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員